明治廿九年六月三日印刷
明治廿九年六月五日發行

婦人衛生雜誌

第七十九號

私立
大日本婦人衛生會

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

大日本婦人衛生雜誌 第七拾九號 目次

講演

●眼の保護器幷保護眼鏡に就て　醫學士　甲野棐君

●ペスト病に就て

衛生叢談

●菓子の話

●回歸熱に關する訓令

●大日本婦人衛生會新潟支會發會式の景況

●同支會に於ける田代亮介君演說

●新潟支會賛成員

●日本に於ける種痘の由來

●生死に關する統計

●香港の黑死病及其注意

●善那氏百年紀祭

●廣告

大日本婦人衛生雜誌 第七拾八號 目次

講演

●戰後の經營としての學校衛生　醫學士　三嶋通良君

衛生叢談

●善那氏種痘發明百年紀念祭

●臺灣軍隊の糧食

●臺灣に於ける軍隊の衛生

●臺灣渡航者の注意

●罐詰の良否

●雙兒の原因

●病室の水

●女子の職業

●蒜と葱は病を豫防す

●黑死病の歷史

●種痘發明者

●驢乳最有効

●昨年の傳染病

●新潟縣支會

●大日本婦人衛生會懇親會

●廣告

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

婦人衛生雜誌第七拾九號
（明治二十九年六月五日發行）

講演

◉眼の保護器幷に保護眼鏡に就て

（六月六日於婦人衛生會例會）

醫學士　甲野棐君　演説

私は眼の事に就て、何か皆様に有益なる事を申上げたいと思ひましたが、格別是れぞと云ふ事柄もない、乃ち「眼の保護器幷に保護眼鏡に就て」と云ふ題で、些か御話を致さうと思ひます、保護器とは眼球を保護するもの其眼球を保護するもの丶構造を申上げて、尚は其不充分なる點は、人工に據ッて保護しなければならぬト云ふことを申上ぐるつもりで御座います、先づ第一に保護器の構造に就て申上げます、けれども保護器の構造を詳細に申上ぐると些と長くなりますから、成るべく要點だけを申上げて、後に眼鏡の事に就て御話を致します。

人の體は、是れまで申しまする通り一の小天地でありまして、恰も眼球は日月に比較されます。今假りに宇宙間の此日月を掩ひますと、忽ち世界は暗黒になる、實に此の日月と云ふものは大切なるもので有ります、人の眼球と云ふものは其大切なる日月に比較する位ゐのものでありますす故、外に向ッては喜怒哀樂の情を現はし、人の喜怒哀樂は自分に向ッて感ずる、是れは皆眼の作用であるので、餘程高等なる構造を持ッて居らなければ、是れだけの作用は出來ない、加之ならず今日の生活

上殆ど目無かりせば、其不愉快は如何、今食事をし又は水を飲むに當ッて、水が斯樣なる(卓上のコップを指して)清潔の器物に這入ッて居ッて、之を飲んだら如何にも心持が好からうと思ッて飲めば、一杯の水を飲んでも神氣爽快に感ずる、之に反して器物不潔にして、中の水も不潔に見へたら……假令果して水は清潔にもせよ見たばかりでいやな心持になッて、強いて之を飲めば忽ち嘔吐を催します、斯くの如く水は同じものでも、器物の善惡に由ッて、味不味の感覺を引起します若し一たび目を失ひまするときは器物の善惡を區別する事も出來ず、從ッて清潔と云ふ事を想像することも出來ず、恰も黑白も分らぬ暗夜に水を飲むと、其感覺に於て大なる相違がありません。又一方から申しますと如何程微細なる物でも眼を以て識別する事が出來ます、斯樣に緻密なる奇妙の作用を持ッて居る眼球は必ず其構造も微細で、壞れ易いものに相違ない。爾う云ふ壞れ易いものは餘程大切にして置かなければならぬ、例之ば一つの破れ易い硝子機械を運搬するには、堅固なる箱に收め、周圍に詰物をして動かぬやうにする。眼球も其通りで丁寧に保護器の中に入れて置かなければならぬので有ります。さて眼球の保護器とはなんであるかと云ふに、其主なるものは眼窩と唱えます。此眼窩は形を申しますると斯う云ふ(圖を書きて示さる)風に、細長いもので、四壁を有して居ります、而して尖ッた方は後に向き、開いた方は前に向ッて居ッて、總べて硬い骨から成立ッて居るので、其中に球が這入ッて居る。ドウして眼窩が細長い形を以て居るかと云ふことは、眼の形狀を

考へて見ると解る、此處（圖を示さる）に細そい視神經が這入ッて、開いた方に眼球が這入ッて居り。而して其中の眼球が動かないやうに脂肪と云ふ組織で周圍を滿して有ります。ソレ故眼と云ふものは、急病を病みまするとか、或は熱病でも病みまするとたちまち凹みます、何故かと云ふに、脂肪組織がなくなりますゆゑであります。平生は一杯になッて居るが、一朝病氣にでも罹ると脂肪がなくなるから、ソレで眼が引込んで仕舞う。而して眼窩は外に向ッて居ッて、一つの緣を持ッて居ります、ソコを眼窩緣と云ふのであります。眼窩緣は少々眼球より外に飛び出して居る、ソレ故に外部より襲ふて來る害物は大概は眼窩緣で抑へて、眼球には觸れないやうになッて居ります。ソレ故過ッて轉倒でも、眼の骨即ち眼窩緣は屢々打ッ事がありますが、眼球を傷けると云ふやうなことはすくない。ソレから開いて居りまする處は、ドウ云ふもので保護するかと云ふに、即ち眼瞼であります。眼瞼は上下に在ッて、而して內外の處で互に連合して居ります、此れを俗に眥と稱ねます。而して上下の眼瞼が、上は下にさがり下は上にあがッて附着て居ります。眼球は斯樣ある保護器の中に大切に保護れさて居りますが、併ながら眼球は前に申す通り、生活上に最も必要故保護は充分にしなければならぬが、又常に現はして置かなければならぬ。其故骨ばかりでは往けない、軟かい自由に動くものもなければならぬ。勿論瞼を動かすにはいろ〳〵のものがあるのですが、眼瞼に二ッの筋がありまして、主に其筋が動かすのであります。（圖に據ッて示さる）其中一ッ

眼の保護器並に保護眼鏡に就て

の筋は眼を圍擁いて居りまする、即ち此筋が收縮しまると、上の眼瞼は下にゆき下の眼瞼が上にゆきて、上下の眼瞼が附きます。則ち目は此筋が働くと閉がり、此筋が働きを止めると開く、ソレ故物を視やうと思ふと其筋が働きませぬが何か眼の中に有害なものが這入ッて來るとか云ふことがあると、此筋が働いて則ち眼を閉ぢます。併しソレだけでは未だ充分でない。上の方の物を見樣と云ふときには、一層瞼が上に開かなければならぬ。乃ち其爲めに、眼の極く深い處から一ッの筋が出て居ります。いま此筋が收縮しますると、上の眼瞼を自由に上の方に擧ることか出來ます。ソレで我々が上の方の物を見るに、瞼が少しも邪魔をいたしませぬ。如斯なる二ッの筋が有りまして、瞼を塞く事も亦開く事も自由自在に出來るやうになッて居ります。ソコで瞼の自由に働きますのは前に申した二ッの筋の外にいま一ッ涙と申ものが必要で有ります。涙と云ふものは余程眼の運轉をよくいたすもので有ます、若しも涙が無かッたならば、瞼は閉ぢて仕舞ッて開きませぬ。それで其涙と云ふものは、ドウ云ふ處から來るかと云ふに、涙の出て來まする源が有ります。ソレを名けて涙腺と稱えます。此處に（圖に就て指示さる）一ッの涙をこしらへる源があッて、ソコから涙か流れて眼球と瞼との間に出て來る、ソウするとソレが眼中一杯に汎がッて、始終眼が潤ふて居ります。サウしますると眼の外部に涙か溢れ出さうなものであるが、出て來ないと云ふのは理由があります、いま瞼を縦に切ッて横から看まするど、此瞼と云ふものは、前は通常の皮膚でありますが、内面は

全く構造が違ッて居ッて、極めて滑かある質の皮で包まれて居ります。サウして此内外二枚の皮が互に連接して其縁の所に於て中間部を拵へて居ります、瞼の中には脂肪を出す一ツの腺が有りまして、此腺から斷えず瞼の縁に脂肪が出て居る、故に眼が乾燥しまするると、自身は毫も心附させぬ中に、自然の感能で目ばたきを致します。サウすると上下の瞼が合ひます、ソレには豫ねて脂肪が出て居る故、固く密接して殆ど空氣もはいらないやうになッて仕舞う、ソレと同時に涙が流れて乾燥した眼の中を潤はします。けれども兼て瞼が密閉して有りまする故、一滴でも外に流るゝやうなことはない。さて如斯に一旦眼内を潤しました涙液、即ち一旦遣ひました處の涙液は、すべて外方から内方に向ッて流れて來る。流れて來りたる涙液は悉く目元に溜る、サウすると、目元には涙を排泄する下水が出來て居ります、名けて涙道と云ふ。其涙道に涙が一杯になりまするると、ソレからは何處に往くかと云ふに、鼻腔に出て、咽喉の方に流れて仕舞ひます。サウ云ふ理由で有りまするから平日は眼を開けて居りまするると、何時とも知らず乾燥の感覺が起りまばたきをしまするると縱て涙液が流れ出て潤します、皆様も御經驗が有りませうが、若しも少の塵芥でも眼の中に這入りまするると、其塵芥は必ず目元に集ッて參ります。凡てなんでも眼の中に這入りまするものは、皆目元の方に送ッて仕まう、而して固いものは外に出て仕舞ひます。瞼の作用は常にかようでありますから、通常なれば涙の溢れると云ふことはないが、ドウかして多量の涙が一度に湧き出まするると、下

水たる涙道にも収容する事が出來ない。其場合に同じ多量でも比較的に少ないときは鼻水となッて出で、若くは咽喉の方に流れます。若し極めて多量の涙が一度に湧きましたときは、始めて眼から外に溢れます。又之に反して假令涙が強ち多量と云ふにあらずとも、涙道に何か異狀がありますると、矢張り外の方に涙が流れます、例之ば何事もないのに、唯風でも強く當ると、涙がほろ〳〵と溢れるやうなことがある。

斯の如く保護器は始終眼の作用を助けて、要用のときは之を開け放ち異狀あるときは之を閉塞いで保護して居ります。若しも前面から非常ある有害物が來る、例之ば水の中に這入る光か、強い風が吹いて塵芥が立つとか云ふやうな場合には瞼を閉摧て居ります筋は全力を以て收縮して成るべく其竄入を防ぐやうに致します。又た我々の眼と云ふものは健康の時は、たとへ少々の有害物が眼中に這入りましても大抵は外に壓し出して仕舞ものてあります、今塵あり何あり眼に這入ッたときに、強て之を出そうとて摩擦まするとと却ッて後の患ひを遺しまする大抵は靜かに眼を閉ぢて居りさへしますれば、涙と共に目元の方に流れ出て仕舞ふものてあります

尚ほ之に附屬して眼を保護しまするのは睫毛といふもの、是れは甚だ大切なもので御座います。睫毛は上下の瞼の縁から出て居る、而して上下の瞼を塞ぐと、睫毛は互に十字形に交叉致しまして恰も網で蔽ふたやうになッて居る、ソレに依ッて一層眼中に有害物の入ることを防ぎます。又眼を開いて居りまするときは、僅かの害物は睫毛で防ぎ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ます。故に若しも睫毛がないと害物が眼の中に餘程入り易いでございますから、睫毛は眼を保護するに最も肝要のもので御座います。

其外眼を保護して居りますのは、少しく隔ッては居りますが、眉毛で有ります、此眉毛は上から來る害物を防て居る。眉毛は眼球よりは少々外に張り出して居る、恰も傘を差したやうにあッて居ります。故に光線が直射しましても、幾分か眉毛で防ぐ事が出來ます。

右の如く完備せる保護器があッて我々の眼の作用を助けて居りますが又た我々の眼は是非物を視なければならぬと云ふ必要が有ります。之を視まするには、無論適當の光線が入ります。其光線の工合に因ッて、眼に害を爲すやうなことも有りますから、其事をも鳥渡御話致して置きます。

總べて日光が直接に目に這入りまするときは皆悉く多少の害が有ります。此事に就ては今日までに種々の經驗が有ります。數年前に日蝕皆既の事がありました其折には隨分澤山の眼病人が出來ましたソレを段々調べて見まするど、何れも肉眼を以て太陽の光を望んだ所以で、或は數多の眼病者の中には回復し能はざる者もあッた。サウ云ふ風に太陽の光を肉眼に望むと、眼病を疾むと云ふことに就ては、他にも澤山經驗のあることで御座います。啻に日光の直射ばかりでなく、或物に反射して眼に這入ッても同じく眼病を起す媒介になります。ソレに就て稀ある例ではありますが、某婦人が光澤璨々たる銀製の鉢で顏を洗ッた、處がソコに折惡しく太陽が反射したので、其光線が直接に眼の中に入ッた、併し其時はソレ程にも思はむで

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

顔を洗ッて仕舞ッて、姑くすると急に眼に疼痛を覺え、ソレが爲に永い間眼病を煩ッたと云ふを經驗した人も有ます。其他鏡に反射した光線が目に這入て眼が惡るかッたと云ふも數々御座います。併しなから日光とても、室内の光線と云やうなものは少し位ゐ強くても害を爲事は少ないが、兎に角直接の光線は或場合には眼病を惹起する原となります。又車上で書物を讀んで居人を往々見受けますが、是れは大概は頭で陰を拵ひて居るから左程の害はないが、時として車の方向を轉ずるときなどに眼に光線の反射することがあります故、成るべく車上で書物を讀むことなどは禁じた方が宜しい。其他雪中を旅行して強い光線が反射して、其爲めに眼を疾むことなどもあッて、直接の光線は眼の爲めに宜しくないので有ります。斯くの如く我々の眼には直接の光線は害が有ります、果して害があるならば之を防がなければならぬ。其强い光線を防ぐにはドウ云ふ方法に因るべきかと云ふに、兎に角光線を減するが第一の必要故太陽を觀測しやうと云ふ時には直ちに肉眼を以て視るのは宜しくない。サウ云ふ場合には、燻し硝子で看れば決して害はない、又平日でも強い光線に當たる場合には其光を減じなければならない。是れを減じまするには、通常色眼鏡を用ゐます。其色眼鏡の中で今日まで好んで用ゐますのは空色、即ち青色……青色と申しましても綠色の方の蒼でなく藍色と云ふ方に近い色合であります……、何故青色を用ゐるかと云ふに、七色の光線の中で一番弱く感ずるのが青色、之に反對で最も強く感ずるのは赤色或は黃色で有ります、ソレ故青色の眼鏡を掛

けると、御承知の通り、白色の光線は七色から成立ッて居るのでありますから、其中の赤色及び黄色を遮ッて眼に弱く當たる青色の光線のみを透します、そして青色は通例薄い色のものを多く用ゐますが、薄い色のものから濃い色と段々にありまして眼鏡屋に往ッて見ると、一二三四五と番號を極めてありまして、五號は最も濃く一號は最も薄い、故に見まする光線の强弱に因ッて一號から五號までの間適宜の物を用ゐるので有ります。此青色の眼鏡と共に多く用ゐますのは煤色の種類であります。此煤色は從來の考でありまするど、總べて七色の光線を同等に減じまする故、却ッて青色のものより宜しいとしてありましたが、試驗に因ッて見まするど、煤色は刺戟の最も甚だしい赤色を一番よく透します、ソレ故必ずしも煤色の眼鏡が宜いとも云へない、併ながら赤色を透したからとて決して多分で有りませぬからソレを以て眼に害を爲すと云ふやうな譯ではない。つまり煤色と青色とは、左程隔たッた階級があるのではないのですから、眼鏡を用ゐる人の好みに任せて宜しい、孰れも光線を減ずる作用は充分あるので御座います。ソレから通常の光線は如何のものであるか、通常の光線に對しても果して眼鏡と云ふものは必要のものであるか否かと云ふに、我々が通例受けつゝある處の光線に對しては、決して保護眼鏡の必要はない。何故かと云ふに、我々の眼には光線の多少に因ッて自分の眼を保護するものが備ッて居る。第一光線が强く反射すると、眼瞼が細くなッて光線を澤山眼中に入れぬやうにする、何ほ堪えがたきときは睫毛で陰をこしらへて、成

るべく光線の反射を防ぎます。

第二には瞳子と云ふものは決して常に同じ大さのものではない、時々變ります。則ち光線の強い處に往くと非常に小さく、光線の少ないときには成るべく多量の光線を入れて物を視なければならないから大くなります。丁度寫眞師が明るい處で寫眞を採影するときには小さい輪を嵌め、少し薄暗いと思ふときには大きい輪を用ゐる、我々の眼もソレと同じ事で。明るい處に往くと瞳子が小さく蔭に往くと瞳子が大きくなる、我々の眼には斯う云ふ立派な保護器を備へて居ります。故に健康の眼あれば眼鏡に因ッて光線を減ずる必要はない。若しも眼に病氣のあるときにはまぼしいのを防ぐだけに、青色或は煤色の中一つを擇んで掛けるが宜しい。決して着色眼鏡を掛けて眼の爲めになる……眼の養生になると思ッてはなりませぬ故に眼鏡は病氣の時に保護器として用ゆるものにて平日は左樣に必要はない。勿論近來に至ッて、黄色眼鏡も或場合には大層必要だと云ふことを發見しました。併しこれは餘り學問上に渉りますから、詳しくは申上げませぬが、兎に角黄色眼鏡は電氣燈などを見まするときに用ゐます。何故黄色の眼鏡を用ゐるかと云ふに、青色眼鏡で電氣燈を見ると非常に強き光が來る。サウ云ふ場合には黄色の眼鏡を用ゐます。爾うしますると室内の蒼く見えるのが、薄くなります。其他の經驗上からも黄色眼鏡を用ゐることがありますが、先ヅ一般には青色煤色のものを用ゐるのが宜しいので、眼の爲めに惡いのは赤色並に黄色であります。

前に述ぶるが如く眼鏡が必要ある場合に當ッては

ドウ云ふ形狀にするかと云ふに、通常隋圓形のものを用ゐます、此隋圓形の眼鏡は正面から來たるものは充分に防ぎますが、左右上下を充分防ぐ事が出來ない隨分強く風でも吹くと、上或は目尻の方が不完全で御座います。故に若しも充分に防がふと思ふならば隋圓形の物より圓形のもの丶方が宜しい。尙は一層完全の物を望むならば外側に三角を附けまして、其開いた處を枠の方、狹い處を枠の棒に附けるやうにするのが宜しい。即ち斯う云ふ風になッて居ります（圖に就て示さる）是れならば充分に害物を防ぐ事が出來ます。又眼鏡は寧ろ平面であらんよりは、少し球面のもの丶方が宜しい。併し球面のものは前面の穹窿と後面の穹窿とが同樣でなければなりませぬ。若しも之に反して其厚みが違ッて居る時は、透明鏡でなく近眼の眼鏡の働きを致します。故に通例市中で賣捌いて居る品は實は危險の恐れがあッて、安心して用ゐる事は出來ない。斯う云ふ眼鏡で物を視まするど、兎角正しく見へませぬ。故に此眼鏡を用ゐるならば充分の注意を要します。其注意が充分に屆きさへすれば平面の眼鏡よりは少しく球面を爲して、而も大きいもの丶方が宜しい。併し前に申す通り不完全の品であッては、反ッて眼を疲勞させるやうになりますから、適當のもの丶ないときは寧ろ平面のものを用ゐる方が過ちが御座いませぬ。

尙は側面より受くる光線を防ぐ爲めには、種々の眼鏡が出來て居ります。（背中の圖を示さる）周圍に色々の裝置をして枠には多少空氣の這入るやうに孔が出來て居る、是れは主に強い光線を防ぐ爲

眼の保護器並に保護眼鏡に就て

めで有ります。

尚は眼内に這入る有害物を防ぐ爲めに、眼鏡が欲しいと云ふ際に用ゐまするのは、或は通常の玻璃で製し、或は雲母と云ふものを用ゐる、其外細かい金網などを用ゐる。若しも硝子製の物を用ゐるならば、質の硬い丈夫のものでなければ往けませぬ。又雲母は輕くて宜しいが極めて透明と云ふ譯には參りませぬ、幾分か曇を持ッて居ります。元來此雲母は煖爐に用ゐてある位ゐ故、克く火に堪えます、故に常に強い火の傍らに在りて仕事致しまする人には、硝子製のものよりは雲母製の方が克く火に堪へて宜う御座ります。ソレから金網製の眼鏡は、物を視るのに邪魔で有ますから殆ど用ゐません寧ろ硝子製の物が適當で有ります。硝子製の眼鏡にて通例市中で賣ッて居る周圍に圍のあるのは塵埃除眼鏡と云ひます、是れは強ち必要が有るとも思はれない。何故なれば是れを掛けて果して充分に塵芥を防ぐことが出來るかと云ふに、空氣の流通するやうに孔が開けてある、ソコから空氣と共に塵芥が這入ります。元來我々の眼は自然の作用で僅かの塵芥は防ぐやうになッて居ります、假令又少し位ゐの塵芥が這入ッたにしても健康の眼なれば之を排除する事も出來ます。併し眼病であると這入ッた塵芥は甚たしく眼を刺戟いたします、故に眼病のある人は、出來るならば塵芥の立ッ時は戸外に出ないやうにする方が宜しい。又車に居るときは眼を閉いで塵芥の這入らぬやうにすれば、殊更に眼鏡を掛けないでも隨分有害物を防ぐ事が出來ます。凡て塵芥除眼鏡は物を視るのに邪魔になり、殊に此眼鏡の濃色のものでも掛

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

けて居ると不時の過失をするやうなことか無いともいへない。故に塵芥除眼鏡は或場合には多少必要でありませうが、全くソレに依て有害物の竄入を防ぐ事は出來ない先づ俗に言ふ長し短しで、大なる効能は無いと云はなければならぬ。加之ならず中市で賣ッて居る塵芥除眼鏡は硝子の質が非常に粗惡で疵などもありまする、サウ云ふ眼鏡を掛けて物を視ますると明瞭に解りませぬ、故に却ッて眼を疲勞させる恐れが有ります。

其外に尙は一言申して置きまするのは、兒童に眼鏡を掛けさせる事であります。隨分世の中には塵芥を防がしむる爲めと申して、兒童に眼鏡を掛けさせる者がある、成程ソレも宜しい、併し小兒は大人の如く沈靜のものではない、誠に活潑な者でありますから、危い遊びなどをすることが多い、爾う云ふ者に眼鏡を掛けさせると、稍もすれば怪俄をするやうな事が多い。既に私の存知て居る一人の兒童は眼が惡いので其親が眼鏡を掛けさせて居りました、然るに今年の一月二日戸外に出て轉倒たはづみに眼鏡が破壞まして、其破片が眼に刺り大層な焮衝を起しまして其眼は遂に失明致しました、私は豫ねて小兒に眼鏡を掛けさせるのは宜しくないと考へて居ッた處に、其例を見まして一層小兒に眼鏡を掛けさせる事の危險なるを感じました、若し又眞に眼鏡の必要が有りました時には、黑幕を掛けさせるか又は繃帶を致すが宜しい。又大人が眼病の爲めに、一時は眼鏡を用ゐても已に回復して、最早眼鏡も五月蠅いと云ふやうに感じるやうになッたら廢めて宜しい。平日健康の眼を保護する爲めに眼鏡を用ゐると云ふのは、

決して必要のの無い事で御座います。眼の事に就ては他にも種々の申上げたい事がありますが、餘り長くなりますから、又後日申上ぐることに致しませう。

◉ペスト病に就て

傳染病ペストは前年來清國廣東地方に流行し我國に於ては船舶の撿疫等を施行し嚴重に豫防するところありしが早くも去る三月入港の瀛船中ペスト患者を載せ來り終に死亡するに至れり豫防のことは一日も忽にすべからざることなれば內務省に於ては此程其病原、症候、經過、合併症、診斷、豫後、療法、豫防、及消毒の方法等を報告せらる今其病ひの本源を尋ぬるに此病原は香港に於て明治廿七年北里氏の發明する所にして之をペスト菌と云ふ患者の血液淋巴腺等より肺、肝、脾、腦、脊髓等全身にはびこり其形ちは鷄虎列剌菌に類する菌にして此病ひの萌す時期は未だ確かに定まらずと雖とも通例三日より七日の間に在るもの丶如く其症候は頭痛、眩暈、若しくは食欲乏しく全身何となく心地惡しく或は胸惡しく嘔吐することあり又何事にも倦怠するに至る其發病の期に當り其有樣は種々なれとも或は寒む氣あり全身ふるへ或は單に惡寒あり若しくは非常なる發熱を來す等其症候一ならずと雖とも一回寒む氣ありて、ふるふこと甚しくして發病すること最も多し淋巴腺腫れ痛むことは發病の前或は其後に起りて又一樣ならず熱は寒む氣ありて後暫くらして三十九度若しくは四十度以上の大熱に達し是れと同時に來る所の症候は頭痛、眩暈等前に述べたる苦悶ありて稀れに胃部

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に痛みを來すことあり又重き病症にありては胸なぐるしく初期に於ては二三回の下痢を來す者多しとす

患者の顏面は赤くなり往々窒扶斯の樣なる容態を示す者あり眼は充血して光澤を帶び舌は乾きて白黃色となり咽頭には又充血して黑赤色を呈し往々扁桃線の腫れ皮膚は燥きて發熱つよく呼吸の數は益々增加し脈は大にして其數は百より百二十の間にありて其症候一ならず重症にありては死に至る迄少しも腦症を起さゞるものあり又發熱の後直ちにウワ語を云ひ若しくは躁しく氣の狂ふものあり通例は精神ボンヤリとして眠むることを好み夜に入りて譫語を云ふ者多し

已に述ぶるごとく腺の膨れ上ることは或は發熱の前に或は熱と同時に或は發熱の後暫時にして來り又は一二日を經て起るものありて定まりなし而して其痛みの甚しきものは患者爲めに大いに苦しみ腺自己の腫れは僅かにして却て其周圍の組織に强き痛み浮き腫れ等を生じ追々廣がり行くあり腺と皮膚とは互に移動せしむべきも腺周圍の痛み漸やく劇しくなるに隨ひ移動せしむる能はず而して腫れ上かりたる腺上の皮膚は多くは紅ひとなり且浮き腫を呈す又此腺症は一ヶ所に發することあるも異側の兩所に發することは極めて少し脾の臟は肥大となり心臟は病ひ發してより暫時にして擴張すること多し殊に右方を然りとす此際氣管支加答兒は時々併發することありて尿の如きは通例酸性を呈し茶褐色若しくは赤茶褐色となるものあり

以上述べ來りし所は病の發してより後一二日間の有樣なり之より後に至るときは頭痛は輕くなるか

或は一二日にして全く止み身体の工合あしく倦怠を來し口の渇くこと頻りにして愈々増加し食慾は全く乏しく初期にありては嘔吐するもの多く又全經過中常に引き續くことあり吐く物は通例無色の水樣液若しくは黄色の稀き液にして稀には珈琲の滓の樣なることあり舌は初めは燥きて灰色に黄を帶びたる色なれとも時日を經過するに從ひて窒扶斯に於けるが如く乾燥甚だしきを加へ茶褐色を呈す又初期には舌の縁ち赤き色を呈することあり重症の患者にありては發病後筋肉常に瘦せ衰へるものなり腺の脹れは漸次劇しくありて遂に化膿するものあり或は膿まさるものあり之れは殊に輕症なるものとす熱は急に昇りて三十九度乃至四十度以上に達し死期にありては熱は通例上昇するものゝ如く其他皮膚の出血、吐血、腸出血等の諸症を起すに至ることあれども是等は必らず發する病ひにあらず

輕症なるペストは三四日にして熱度降り腺の浸潤は漸次退ぞき或は一定の時期を經て治癒する者あり重症なるペストに於ては一二周日の後熱度降り腺腫は一定の時日を經て膿を釀して治癒に就き多くは死亡するに至る者なり死に陷るの時日は種々ありといへとも大凡發病後二日乃至八日平均四日目に斃るゝ者多し故に其不良なるものにありては腺の化膿せざる者多し是れ膿を釀すことは發病後八日乃至二周に來るを例とすればなり而して其二周の後に斃るゝ者は腺或は臟器に化膿を起すに因るものあり

死亡の原因は概ね心臟の痲痺にして死前には肺水腫の症候を呈す又時として脳痲痺によりて斃るゝ者

ありて合併症には黄胆皮膚の膿瘍等ありて姙娠の如きは墮胎することあり

豫防法は病毒の來襲を防ぎ已に來襲したる以上は可成的病毒に近づかずして且つ速に之を撲滅するを以て要義となす故に流行地より來る船舶に對して嚴重なる撿疫法を施し拔錨時より起算して七日を經るにあらざれば人及荷物の上陸を許す可らず其他市街住屋の清潔法を行ひ飲食物に注意し特に創傷ある手足を以て病毒に接せざる樣注意すること肝要なり

患者の血液、膿汁を初め吐瀉物、痰、唾等に至るまで石炭酸水若くは石灰乳の類を以て嚴重に消毒すへし又衣服、寢具、食器等總て患者に使用したるものは蒸氣又は藥品を以て消毒するを緊要とす

衛生叢談

◎菓子の話

此編は醫學博士坪井次郎君の三田惟一舘學術講談會に於て演述せられたるものなるが大に注意を要すべき點多し今其大要を聞くに

曰く、余は第三回博覽會の東京に開かれたる時即ち第三部の審査官に擧げられ日本の菓子の如何あるものなるやを知るの機を得たり、昨年第四回博覽會の京都に開かれたる時も同じく審査官の末に擧げられ、菓子に就て緣故あるの故を以て全國菓子商大會品評會にも列あり能く日本菓子の性質を知るを得たりき、今ま爰に菓子に就て一場の談話を試みんとするも蓋し緣由なきにあらず、謂はん

と欲するものは必竟菓子の衛生上の利害、並に如何に改良すべきかといふの點に就いてなり。

世には餘りに菓子に就いて言ふ乃の尠なし、固より酒の害などに比しては大なるものあらずと雖も菓子に於ても亦た害なしと謂ふ可からず、既に害あるを認むる以上は酒の害を研究すると等しく之を研究するの要ありとす。人は如何なる目的を以て菓子を食するかといふに菓子は生活上欠く可らざるものなりといふにもあらざれば必竟酒を飲み煙艸を喫すると同く慰みの爲に食ふものあるに相違なし、則ち生命を永らへる爲に食ふにあらずして快を精神に得んが爲に食ふものなり、既に生活上第一の食物にあらず、故を以て余は世人に望むものは通常の食物と菓子とを別物と爲さん事を欲するなり。

而して爰に先づ余をして菓子に對する所思を述べしめんか、消化し易きもの、害にならざるもの、及び出來得べくんば滋養となるものを擇はざる可らずと爲すものなり、今ま日本菓子の中最も見ゆる所の蒸菓子に就て之を見んに第一の材と爲り居れるものは小豆なるが小豆其れ自身は頗る滋養とあるもの嘉すべきものありと雖もしかも日本菓子の欠點として擧げざる可らざるものは餘りに砂糖の多き事是なり、特に今日の傾向を見るに益々砂糖を多くするの例夥し

もとより砂糖と雖も人身に利あるものなれども其れと共に甚だ喜ぶ可らざる害あるを慮らざる可らず擧げんか齒を惡くするもの第一、腹を損して腸胃病を致すもの第二に認むべき者而して尚ほ他に一ッの害は食氣を妨くるものあると是なり。以

上は菓子の中に含める砂糖の害なるが更に日本の菓子に於て其の害を認むるは、菓子の表面を飾る所の色の害とす。

もし言を極端にして言はゞ、日本の菓子は必ず色はついて居るものと定り居るが如し、實に色の害や大なり、鉛若くは銅の金屬を含むものなど最も恐れざるべからず、昨年京都に在りて全國の菓子の重もなるものを撰び粉碎して之を驗せるに幸にして人身に害毒となるほどのものを認めざりし是れ喜ぶべきものゝ如しと雖も退ひて思ふに博覽會に出せる所の菓子は皆な撰びに擇んで出品せるもの、毒と認むべきものを見ざりしは固より其の筈なり、之を見ざりしとて直に意を安んず可らず現に民間に於て調査せられたるものを見るに頗る可ならざるもの有り先頃も大坂に於て多くの有害なるものゝ陳列ありしを見たりといふ

聞く菓子は菓物に標準を取れるものとぞ、菓子の形様を見るに其の躰裁を菓物に取れるもの最も多く、或は事實菓物を材に取れるものあり、柿羊羹葡萄羊羹の如きもの是なり、尚ほ他に密柑栗を取りて菓子の材と爲るものあり、喜ぶべし、菓子は小豆に多量の砂糖を加へたる在來の如きものにあらざれば不可なるといふ事なし、但し必ずしも菓物に限ると言ふの意にあらず、精進物ならば別に不可なるなし、唯だ消化し難き植物性の物は大に意を置くべき事とす、たとへばゲンジ豆ノ如きは其の一例なり。而して動物性の材を取るを大に愼むべきなり、寧ろ之を禁じて可なり、章魚、海鼠、鯣の砂糖漬せしものを第四回博覽會に見たりしが是れ頗る意を置くべき事なり、唯だ動物性の物

に於て取るべきを見るは牛乳と雞卵と位にして他に可なるものを多く見ず。かつナマグサ物を菓子に取るは啻に衛生上之を排すべきのみならず吾人の感想上意に快ならざるものある上に於ても餘りに喜ばしきものにあらざるなり。總して欠點を免る能はざるは事物の常なりと雖も既に欠點を認むる以上は之が改良は躊躇すべからず

第一在來の如き菓子のアマキは之を改めざるべからず、而して之を改良せんとする前に於て菓子はアマキものなりと思へる世人の感想を一新するもの急務なり、砂糖より甘味を取るよりは寧ろ菓物に取るは最良なるべし。

かつ菓子は必ずしもアマからざれば不可なりといふ事もあらざれば寧ろ風味の高尚なるものを以て最上とすべし、最も砂糖をアマクするものは他に理由のある事なるべし、防腐の爲に之を多量に用ゆる事あれども學事の進歩を致せる今日砂糖を多量に加えざるも他に防腐の方便あるにあらざるべし、今ま爰に仔細に語る能はずと雖も鑵詰とするも一の方法あるべし、研究を盡せば他に防腐の方便を發見するもの難からざるべしと信ず、望むものは舊來の如き低くき嗜味を失てゝ風味の高尚なるものを擇ぶに在り。

第二に着色に就いてなるが今日幸にして警察の取締も行き屆き大なる不都合を認めずと雖も余は實に一層の注意を置かんとを菓子製造家に望む色は無害のものと爲すも濃厚なる色を菓子に附するは喜ぶべきものにあらず徒に着色に心を苦め小兒の歡を博するよりも寧ろ形體品格に注意を致すもの可ならずや、而して色は人工の色を加へ

んよりも天然菓物の葉の色の如きものを取るは可ならん、鹽釜の如き別に濃厚なるアマさは無く其の着色も極めて淡白にして尚は且つ世間の評判を博せるを見ても甘味を濃厚にし着色に苦心を致すの愚なるを知るに足るべし。

尚ほ一ツ日本の菓子に就ひて言はんと欲するは油氣を添へたしと思ふなり、日本の食物は別に他に不可あるものなしと雖も爰に不可思議なるを覺ゆるは西洋の食物に比して油氣の少きもの惜むべきなり、油氣は生理上人躰缺く可からざるもの、今日本の菓子に油氣を添へば之を外國へ輸出する上に就ても大に便なるべしと信ず。更に菓子を製するに用ゆる水に於ても大に注意を置かんことを望む、常に菓子を製造する塲所を見るに汚穢言ふ可らず。

尚ほ望むものを述ぶれば製造に用ゆる器具に就ひて充分の注意を置くべし、內務省にて東京の料理屋に用ひ居る器具を試驗せるにかの土釜の如きにまで金屬を含めるを見たりと云ふ、これ料理屋の事なりと雖も菓子屋に於ても同じく此の事あるべし、余は必ず然る事あらんと信ずるを以て此點に於て當業者に望むもの最も切なり。

以上別に說の新なるものあらずと雖も今日菓子に就て論せるものなきを以て特に此處に陳述せるのみ、敢て當業者に一考を望まんと欲するなり

◎回歸熱に關する訓令

回歸熱は今や香川兵庫岡山横濱埼玉千葉等漸次流行の勢を加へ終に又東京に侵入するに至り淺草區及芝區等追々流行の兆あるを以て中央衛生會に於ても是等の豫防上に付諮問をなし大要左の通り

地方廳へ通牒したる赴きなり

再歸熱の病原はオーベルマイエルの發見したる一種の螺旋菌にして患者の血中に含るものたるは疑なしと雖も未だ純粋培養は成し得ざるが故に其菌の性狀を詳かにすること能はず傳染の徑路又不明に屬するものあり然れども流行の狀態より推考するに直接に感染するもの最も多きに似たり故に本病の蔓延を豫防するには隔離法を勵行し患者に直接したる衣服臥具等に充分なる消毒法を施すこと最も緊要なりとす而して土地家屋の清潔法及飲食物亦忽せにすべからず又不潔汚穢なる貧民部落多人數群居する工場、寄宿舍監獄等は本病の好適地なるが故に此等の場所に對しては特に充分注意を加ふるを要す

警察官吏市町村吏員心得

第一條　再歸熱患者發生の兆あるときは其市町村に於ては左の豫防法を施行するを要す

一　一般に清潔法を施行すること

二　芥溜を掃除し其塵芥は成るべく燒却すること

三　破損せる井戸及び下水は之を改修すること

四　患者死者あることを速に知得すべき方法を設くること

五　醫師をして貧民部落を巡診せしむること

六　貧困者の病に罹りたる際速に醫療を受け易からしむること

七　避病院若くは隔離病舍を開設し本病又は疑似患者ありし際速に隔離すること

八　已むを得ざる事情ありし患者を入院せしむる能はざる場合は健康者を隔離すること

九　患家は勿論患家に近接したる家屋にして不

潔狹隘等病毒傳播の憂あるものは其部分の交通を遮斷すること

十 交通遮斷中の家に於ける日用品買入其他の用務を衛生組合中に於てし若し組合の設置なきときは近隣のもの等より適宜の取扱人を定めて之を辨せしむること

十一 患者治癒若くは死亡し又た避病院に隔離したる時より一週間を經るも新患者を發生せざるときは遮斷を解除すること

十二 患者死亡したるときは其死屍を消毒の上直に火葬若くは埋葬すること

十三 醫師診察の際若くは看病人患者に接する場合は必ず消毒衣を服さしめ其衣服を時々嚴重なる消毒をなすこと

十四 看病人は消毒換衣の後にあらざれば他の健康者と交通せしめざること

十五 衛生組合ある市町村に於ては該組長より豫防法を各戶に說示せしむること

第二條 前條の場合に於ては郡市町村區吏員醫師等を以て便宜豫防委員を設け豫防消毒の事を擔當せしむるを要す

各自心得

第三條 再歸熱患者ある家に於ては左の豫防法を守るを要す

一 患者は速に避病院又は隔離病舍に移して治療せしむること

二 患者を入院又は入舍せしむる能はさる場合には病室を定め看病人の外他人の交通を絕つこと

三 病室は淸潔に掃除し成るべく家什を置かざ

る様取片附空氣の流通を良くすること

四　患者の糞便は石灰乳を以て消毒すること

五　患者の用ゐたる衣服、臥具、敷物、飲食器其他看病人の衣服等にして病毒に汚染し若くは汚染したる疑わるものは適當の容器に取纏め消毒藥を濺ぎ置更に消毒法を行ふこと但再び使用せざるも差支へなきものは成るべく燒却すること

六　看病人は其衣服を病毒に觸れざる樣注意し且つ其汚染せる物品衣服等を取扱ひたるときは直に二十倍の石炭酸にて手を洗ふこと

七　患者恢復の後と雖も消毒法を行ひ換衣せざる間は他人と交通せしめざること

第四條　再歸熱患者發生したるときは病家近傍の各家は共同して左の豫防法を守るを要す

一　患者ある家と交通を爲さゞること

二　芥溜を掃除し病家より流るゝ下水の溢流滲潤を防ぎ且井戶及び下水溝の破損せる部分は速に改修すること

三　飲食物は成るべく熱煑して用ふること

四　身体に傷創あるものは石炭酸水を以て時々其部分を洗滌し創面の癒着を謀ると共に病毒の侵入を防ぐに注意すること

五　總て熱性病に罹りたるものは速に醫師の治療を受くること

六　家屋を掃除し家什疊建具を日光空氣に曝すこと

七　衣服家具等は能く日光空氣に曝露し其汚れたるものは洗濯すること

◉大日本婦人衛生會

新潟支會發會式景況

四月三十日新潟市西堀通長善寺に於て第一會を開き發會式を擧行せり出席者廿四名にして大島織兄子には本會々長の祝詞を代讀し次に中村勇三郎君の齒牙に就ての講話高橋辰五郎君には產蓐熱に就て新潟病院醫員某氏は「トラホーム」に就て淺田醫學士には消化器の解剖生理疾病等に關する講演ありて散會せしが是にて同支會も全く創立するに至りたり

○五月廿四日師範學校女子部に於て第二會を開けり出席四十二名にして講演者は若杉醫學士、田代亮介、和辻醫學士、山元敬太郎、高橋辰五郎、長谷川醫學士、長谷川一詮、淺田醫學士の諸氏なりし開講前淺田醫學士は結核菌の標本を顯微鏡下に照し結核菌の性質肺結核の傳染。痰の消毒其他種々說明して先着の人々の退屈を慰せり開講第一席は和辻醫學士にして兼て本支會の依囑したる救急療法（と題し先つ救急療法の定義を述べ次て火傷につき其原因より實例を引きて滅火の方法及ひ鎭痛の方法等）を講述せり尙當分の內每回引續く筈なり第二席若杉醫學士は婦人衛生の必要に就て第三席田代亮介君は日本婦人の衛生任務と題し各一場の演說をなせり第四席長谷川一詮君は飲食物に就てと題し先つ初めに疾病の原因は飲食物より吾人の体中に媒介せらるゝもの極めて多しと說き次て飲食物通過する徑路を論し殊に新潟に於ては「チストマ蟲」十二指腸蟲を有するもの健康なる人と雖百人中八十人なるを例し是れ畢竟飲食物を煮沸せざる爲めなれば豫防法として飲食物は必す

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

煮沸せしものを用ゐざるべからずと演へたり第五席高橋辰五郎君は餘り大事を取れば却つて害ありと題し事物は餘り大切になし過くるときは却ッて不利なることあり風雨を凌く原野の草木は强健なれとも床下の色白き草は甚た弱し世人往々攝生を嚴にせんと欲て却ッて身体を虛弱ならしむることあり貧家の小兒の强壯にして富豪の愛兒は概して虛弱なるは其父母衛生の道を心得へず濫りに小兒を大切になし過くるに因る、上等社會の婦人は餘り身体を勞はり殆んと勞力を廢し遂に虛弱に陷るは甚た嘆ずべし此等の婦人にして分娩せんとするときは陣痛不充分にて分娩甚た困難なり之れに反し農家などの强壯なる婦人は概して分娩甚た容易なり余は貴婦人に向ッて此等の點に注意し水汲なり洗濯なり何なり多少の勞力に服せられんことを望む云々第六席山元敬太郎君は有害色素に就てと題し化學的實地試驗をなし示されたり猶此外長谷川醫學士淺田醫學士は時間なきに依り講演を次回に延はせり

◉仝支會に於ける田代亮介君演說

日本婦人の衛生任務

此度大日本婦人衛生會新潟支會の組織が出來まして、私にも講話を囑されましたのは誠に光榮とする所であり升、依て次回からは一部の役割に當りて續き話でも致したいと考て居りますが、今回は創立第二回殊に私が初面識の御方も多ければ聊か私が平生抱持する思想を申述べて御挨拶と致し升、今日私は日本婦人の衛生任務と申す演題を掲げました、同じく日本人同士で御話をする

のに故らに日本婦人云々と申すは甚だ仰々しき樣であり升が此日本と云文字が聊か微意の存する所であります

衛生の方法を大別して二途とします曰く公衆衛生曰く個人衛生是なり公衆衛生とは公共の健康を全ふする爲めの方法にして一の集合体の上に施すものであり升、例えば當市の如きは水が惡いから水道工事を起して市中一般に善良なる水を給するとか下水工事を起して不潔物を滯停なく除き去るが如きものを申し升、又學校衛生軍隊衛生監獄衛生職工衛生等ありてそれ〳〵一の團体の上に衛生を講しまするも公衆衛生に屬し升、公衆衛生に相對する個人衛生とは各自の健康を保ッ爲め即ち名々一家の衛生法であり升、個人衛生の重なるものは衣食住なり而して此衣食住に對して日本婦人は如何なる關係を持て居りましやうか古來我日本は婦人教育に婦職を先きと致し升婦職とは裁縫割烹洒掃等なり故に衣食住は此婦職の範圍であり升日本人は世界第一清潔なる人種として稱揚されて居り升が是は全く婦人方が能く此婦職を實行さるゝ結果と申して宜しい若し假りに婦人なしとすれは日本の清潔は恐く一日も行はれませぬ、これはほんの有形の事に過きませんが無形の原因に遡つて考へ升と日本が古來男尊女卑の習慣の下とに女子が緻密なる天性を以て柔順勤勉の風儀を涵養した結果であり升 私は衛生上より觀察しましても日本固有の女德は飽迄も維持致したく存し升彼の男女同權否な寧ろ女尊男卑なる西洋風俗の如きは徒らに弊害多きのみ決して美風ではありませぬ、以上の所説を括言すれは個人衛生は日本婦人の職

務なりと云ふとに歸着致し升尚は又反對の言葉で申しますれば日本に個人衛生の普及すると否とは日本婦人の衛生思想の發達如何に在りと申しても敢て過言にあらずと信じ升日本婦人の衛生任務は實に重大と申さなければありませぬ加之ず婦人に最も大切なる妊娠産褥育兒等皆衛生方法のあるあり故に日本婦人は大に衛生思想を發揮し衛生上の智識を增進して此大任務を全ふするの決心を以て憤勵せねばなりませぬ、終りに臨んで一言致し置きたきは本會が着々實功を擧げ追々盛大に相成り升る樣希望に堪へませぬ私共も乍不及盡力いたしたい心得であり升

◉新潟支會贊成員

今回同支會にては左の諸氏に贊成員たらんことを乞ひ併せて支會の講師たることを囑托し其承諾を得たりといふ衛生上有益の講演續々本誌上に顯はるゝに至るべし

新潟市學校町 醫學士 和辻春次君
同本町通十三番町 田代亮助君
同西堀通り七間町 醫學士 長谷川寛治君
同西堀通八間町 中村勇三郎君
同上大川前通七間町 醫學士 若杉喜三郎君
同上大川前通高橋病院 高橋辰五郎君
同寄居町 醫學士 池原康造君
同學校町 山元敬太郎君

◉日本に於ける種痘の由來

種痘の法は今を去ること一百年英國のエドワードゼンナー氏の發明せる處にして實に一千七百九十六年始めて牛痘を人間の体に種え試みたるの日にして爾來全世界に於ける人類は疱瘡の爲め非命の死を免るゝに至りしこと其幾千万あるを知らす本

年五月は發明期日一百年期に相當するを以て各國体は盛んに是れが紀念大祭を執行せることあるが我國に始めて傳來して種痘せしことは遙かに後にして其當初に當りては人民之を嫌ひ之を普及せしむることを極めて困難なりしといふ而して全く我邦に傳來せしは寛政五年和蘭人長崎に於て役人高木某の爲めに施したるを始めとす此後二十年にして江戸の醫士桑田玄眞なるもの長崎に遊び研究の後ち之を己れの兒に試みたり後諸學士輩出し痘苗を和蘭より取り寄せ長崎の兒女に接種したりしに感染せざりしか高島氏は其一分を江戸醫師大槻某氏に送り同氏は之を淺草藏前の伊勢屋某の兒に種ゑ試みしに幸ひに効ありしが其後痘苗も永續せざりしが文政天保年度に天然痘大に流行し斃るゝもの夥しかりしかば佐賀藩主鍋島閑叟氏は殊に之を憂へ醫員楢林宗建に内命を下し再三再四痘苗を取り寄せ遂に好結果を得是れより普く天下に傳はるに至り明治六年七月には始めて東京馬喰町に牛痘種繼所を設立し爾來痘苗の缺乏なく世に普及するに至りたり是れ日本に於ける種痘傳來の大略なりとす尚次號には種痘百年祭頌徳の記事を掲載すべし

◉生死に關する統計

人の死生には自から定まりて二三年後の事も概ね豫算を定むる事を得し恰も長壽の家と短命の家と有るが如く又國家全体の人命に於ても長壽の國と短命の國とあり歐州諸國民の自然の死は統計によれば五十七八人に付一人の割合にして之に非命の死を加ふるときは四十三人に付一人の割合となり我日本人民は去る十四年以來廿三年迄十年間の平均は五十二人に付一人の割合なりと云ふ其自然の

死と非命の死との割合は之を詳らかにするに由なしと雖とも廿二年以來廿六年迄四ヶ年間の平均によるときは其非命の死は過失によりて死するものは七千七百八十一人にして第一の多數を占め第二は流行病にして一千三百四十人洪水によるもの六百八十一人火災によるもの三百四十一人海嘯によるもの百六十八人虫害八十人其他三千百三十三人未詳五百十七人等にして右の外自殺三千九百六十三人刀傷三百六十三人銃傷六十四人毒殺七十四人等の割合にして其他數件を加ふるときは總數二万三千餘人に及べり然れとも我國に於ては歐州各國に比し非命の死を遂ぐる者少きは國家の幸福なれとも我國の如きは未詳の多きは困難なり獨逸の如きは非命の死の原因を詳細に取調べあるを以て救濟の法を立つるに都合宜しといふ國民の生死に大關係を起す事は歷史上少からぬ例にて注意すべき要件なりとて某統計家は語れり

●香港の黑死病及其注意

香港の黑死病は其後益々猖獗の摸樣ありて最近の統計によれば九日間の患者は七十九人にして內死亡七十八人ありて一日平均患者八人七分八厘に當り初發一月五日よりの總數患者は五百七十六人にして內死亡五百〇五人にして患者百人に付死亡八十七人六分七厘の割合なりしが尙晚近本月二日より六日正午までの新患者五十二名初發より七百三十一名にして尙患者の數增加するに至りしといふ黑死病はあらゆる傳染病中殊に激烈にて本邦に於ては未だ豫防其他共に人々不慣れのものにもあれば內務省にては全國樞要の府縣に向ひて豫防上の手當を指示せられたり又た此病は空氣に由りて傳

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

染することもありとの說あれど未だ確かならず但其黴菌の或疵口より侵すとのことは確乎たる證跡あり夫の青山博士の黑死病に罹れる如きも當時は煙草より來りたるが如く聞えたれども實際は蚋に刺されたる處より侵されたるものにて其處の肉を殺ぎ取りて撿したるとき明かに許多の黴菌を認得たりと聞く獨り此れのみならず他の傳染患者の如きも其黴菌常に手足の肉の石木刀物等に直　觸する部分に最も多しとなす

●善那氏百年紀祭

五月十四日は豫て善那氏種痘發明百年紀に付き朝野の有志諸會の贊成により開會の式場を上野明治美術 會陳列館 に定めたり先つ場の正面には善那氏石膏の像を安置し演說席の後には宮內省にて裝飾せる紫地の幕を張りて其上に日英兩國の國旗を交叉し其他充分なる裝飾を加へ演壇の左手には貴婦人名譽職新聞記者右手には大臣公使親任勅任等の諸席を列ね來會總員無慮五千有餘名と見受けたり軈て奏樂の聲と共に會頭土方伯は演壇に進て祝詞を朗讀し續て英國公使サトウ氏は草稿を手にして日本語を以て簡單に祝意を述べ且ッ善那氏が種痘發明に關する歷史を說き次に貴衆兩院正副議長東京府知事其他の演說ありて頗る盛會なりし

賢きあたりにも此擧の趣旨を聞召され今回御下賜金ありし趣きあるが尙所々よりの義捐金ありて本會よりも又を紀念會へ對し幾分の義捐を爲せり

廣告

小松若宮妃八重子殿下には御病氣にて情願に任せ御離緣あらせられたる旨去月始め宮內省の告示あ

りしが同時に本會の總裁推戴員を御斷り相成たり
右に付更に皇族方より總裁を推戴せん爲め現今出
願の手續中なり

入會者

◉會員石川定子の紹介より
埼玉縣北葛飾郡櫻田村字八甫　渡邊うら子
◉會員金井きみ子の紹介により
麹町區內山下町內務大臣官舍　板垣きぬ子
◉會員冲ゑい子の紹介により
淺草元鳥越町四十八番地　山路光子
◉事務所へ申込により
日本橋區濱町三丁目九番地共立看護婦會內　大井田良
◉新潟支會へ申込により
新潟縣新潟市醫學町　石原夫人
仝縣尋常師範學校　町田こと子
仝　高田せん子
仝　安田とめじ子

轉居

仝縣仝市裏通壹番町十三番戸笹川方　佐藤ます子
仝縣新潟市學校町通二番町七十九番戸　鈴木ちか子
仝縣仝市古町通六番町二十三番戸　荒川てい子
麹町區內山下町板垣方へ　金子きみ子
仝元平河町三番地金高猜之松方へ　今村いと子
仝富士見町四丁目十六番地　佐々木梅子
芝公園二十五號　田中てる子
牛込區北山伏町四十一番地へ　冲野りう子
芝小山町六番地へ　森その子
仝高輪臺町二番地へ　大西静子
小石川江戸川町五番地へ　高山きよ子
本郷東片町百三十一番地へ　大澤作子
麻布區飯倉二丁目七番地へ　末川とし子
本郷區東片町百十九番地へ　大村やす子
新潟市西大畑通二番町阿部欽次郎方へ　河合小美子
廣島縣呉港和庄町四百七十七屋敷へ　宇敷かつ子
熊本縣新屋敷町三百七十三番地へ　紫藤のふ子
神奈川縣横須賀豊島村中野百四十二番地へ　石田たけ子
仝縣横須賀佐野村甲一號官舍へ　石黒よし子
仝所中里二百九番地へ　加茂とみ子

大日本婦人衛生會

私立大日本婦人衛生會規則

第一條　凡本會の目的は汎く婦女子をして人生の健康を保持するの方法を講究し衛生上の智識を開發せしめ隨て社會全般の幸福を增進するにあり

第二條　本會は私立大日本婦人衛生會と稱し之を東京に置く

第三條　本會の會員たらんと欲する者は身分の尊卑を問はず何人にても入會することを得

第四條　會員たらんと欲する者は族籍住所姓名を記し本會事務所へ申込ある可し

但事務所は下谷區練塀町四十三番地に置く

第五條　本會々員を分て終身會員特別會員通常會員の三類とし共に會費金を納むる者とす

但終身會員は一時に金拾圓以上を納め特別會員は一年金二圓四拾錢以上を納め通常會員は同金壹圓二拾錢を納むる者とす尤も會員中書生及其他事故ある者は唯雜誌料として同六拾錢を納めしむ

第六條　男子にして本會の主義を贊成する者は之を贊成員とす尤も會費は本會員に同し

但本會に功勞ある者は役員の協議を以て終身贊成會員（無會費）とすることを有る可し

第七條　本會に推戴員を置き其中より總裁一名を奉す推戴員は皇族の御息所等に之を申請するものとす

第八條　本會は左の役員を置く　會長一名　副會長一名　幹事七名　評議員二十名　書記若干名

第九條　會長副會長及幹事評議員は會員の投票を以て之を撰擧し書記は幹事の推撰により會長之を命ず

但書記は都合により會員外の婦人又は男子に托することあるべし

第十條　會長は本會を總理し副會長は會長を補佐し又は其代理をなし幹事は會長の命を受けて會務を處理し評議員は重要なる會務を評議し書記は役員の命に從て諸記錄及雜務を掌る

但幹事の分課を設けて　第一　會計　第二　編輯出版　第三　庶務とす

第十一條　會長の見込を以て右役員外に會員中より臨時に指名委員を置くことあるべし

第十二條　會長副會長及幹事評議員の任期は一年とす尤も再撰するも妨げなし

第十三條　會長副會長及幹事評議員は無給料とし書記は相當の報酬を給す

第十四條　本會の集會は七月八月を除くの外每月一回として通常第一土曜日午後一時より之を開く

第十五條　每會學識經驗ある者を聘し講義演說を囑し本會々員の演說と共に之を筆記して本會雜誌に掲載し每月各一冊つゝ無代價にて之を會員に頒付するものとす

但し演說の間に談話を交ゆる事あるべし

第十六條　本會々員は家族の婦女子又は知己の婦人を本會々場に誘致して傍聽せしむることを得

第十七條　講義演說の際男子の傍聽を禁ず

但會員に緣故ある男子は此限にあらず

第十八條　本會の所有金は本會の名義を以て三井銀行に預くるものとす

但些少の金額は日々の費用支出の爲め事

明治二十一年二月二十八日內務省許可

務所に引出證を得

第十九條　會計の收支は總て會計課幹事の捺印を要す

第二十條　會員又は會員外より金圓若くは書籍物品等を寄贈あるときは本會より謝狀を送り且寄贈の品目及其人の姓名を本會雜誌に載せ報告するものとす

第廿一條　會費は郵便小爲替にて東京下谷郵便局へ向け振出しある可し
但不得止場合には郵便券を代用するも妨けなし尤も一割增とす

第廿二條　入會員には會員證を附與すべきに付郵便にて申込の者は郵便券二錢を添ふ可し

第廿三條　每年三月九月の總會に於て會計の收支庶務の概略幷に會員の增減等を報告す可し且規則改正の案あれば之を議定するものとす尤も議定は總て多數決とし可否半數なるときは會長之を決す
但至急規則の改正を要する事あるときは豫め會員に報して臨時に之を爲すとを得

第廿四條　三月の總會に於て役員の撰擧をなすものとす

第廿五條　會の規則の範圍內に於て役員の評議を以て細則を設くることを得

第廿六條　各地方にて發起者十人以上ある者は支會を設くることを得
但其規則は本會の規則に抵觸せざる樣起草し本會役員の認可を經へし

第廿七條　本會の集會場は時々報知する者とす

第廿八條　會費金は受領證を付與すべし尤も小送替又は郵便券にて納むる者は右受領證遞爲費として郵券二錢を添ふべし然らざれば受領證は送付せざるものとす

第廿九條　入會後轉居する者は速に事務所に通知ある可し尤も死去の節は親戚知友等より通知ある可し

第三十條　退會せんとする者は會員證を添へて其旨事務所へ報知あるべし

明治二十五年九月

東京下谷區練塀町四十三番地

私立　**大日本婦人衞生會**

明治廿九年六月三日印刷
明治廿九年六月五日發行

發行所　東京下谷區練塀町四十三番地
大日本私立婦人衞生會

編輯兼發行者　東京牛込區矢來町三番地
田中德三郎

印刷者　同　神田區小柳町十三番地
小高良造

印刷所　同　神田旅籠町貳丁目拾一番地
廣業館

明治廿六年四月四日遞信省認可第一金曜日發行

（定價金拾錢）